

入札保証に関する取扱について

1 入札の保証

対象工事の入札を行う場合は、入札参加者に対して、その見積る税込みの入札金額（入札参加者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税業者であるかを問わず、入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の5以上の入札保証金の納付を求めることとする。ただし、保険会社との間に、発注者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、入札保証金の納付を免除するものとする。

2 入札保証金に代わる担保

入札参加者が金融機関等の入札保証を提供した場合は、それをもって入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとして取り扱うものとする。

3 入札公告への明示

入札保証金の納付を求めるときは、入札公告においてその旨を明示するものとする。

4 保証の額

入札保証金の額、入札保証の保証金額又は入札保証保険の保険金額（以下「保証の額」という。）は税込みの入札金額の100分の5以上の額としなければならない。

企業長は、すでに納付された入札保証金、提出された入札保証の額又は保証金額の変更を認めないものとする。

5 入札保証金の納付及び入札保証に係る書類の提出

入札参加者は、入札保証金を納付する場合は、事前に入札保証金納付書兼領収書発行依頼書を企業長に提出し、入札保証金の納付書兼領収書の発行を受け、企業団の出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関（以下「取扱金融機関等」という。）に納付するとともに、取扱金融機関等の領収印のある当該納付書兼領収書の写しを添付した入札保証金納付済届出書を入札書提出期限までに持参又は郵送（一般書留郵便に限る。必着。）するものとする。

入札保証金の納付によらない場合は、次の各号に掲げるいずれかの入札保証に係る書類を入札書提出期限までに持参又は郵送（一般書留郵便に限る。必着。）するものとする。

- (1) 保険会社が発行する入札保証保険契約に係る保険証券、入札保証金免除申請書
- (2) 金融機関等が発行する入札保証証書

入札参加者は、入札保証金納入済届出書及び入札保証に係る書類（以下、入札保証に係る書類等という。）の提出に当たっては、別紙に定める封筒に封入して企業団生駒事務所が入札事務を委託している生駒市契約検査課に提出するものとする。

提出された入札保証に係る書類等については厳重に保管し、当該入札の開札日に開封するものとする。

6 入札の無効

次の各号に該当する場合は、その入札参加者の行った入札を無効とする。

- (1) 入札保証金の納付等及び入札保証に係る書類の提出がなされなかった場合。
- (2) 保証の額が税込みの入札金額の 100 分の 5 に満たない場合。
- (3) 提出された入札保証に係る書類に不備がある場合。

7 保証期間の延長

入札の延期又は落札決定の保留等により契約を締結する見込みの期日が延長した場合、金融機関等の入札保証を提出した入札参加者に対して、保証期間を変更保証書の提出日から企業長が指定する新たな契約締結見込日までが含まれるように延長変更する旨の金融機関等が発行する変更保証書の提出を求めるものとする。

8 入札保証金等の返還

入札保証金及び金融機関等による入札保証の証書は、次の各号に掲げるものに依じ、当該各号に掲げる方法により落札者の決定後に速やかに還付する。ただし、入札保証保険の証書は返還しないものとする。

- (1) 入札保証金 入札参加者は入札保証金払戻請求書に必要事項を記入し企業出納員に提出する。企業出納員は、当該請求書の受領後、速やかに入札保証金の返還手続を行う。
- (2) 金融機関等による入札保証 入札参加者は、金融機関の保証書に係る受領書に必要事項を記入し企業長に提出する。企業長は、当該受領書と引換えに、入札保証証書を返還する。

入札保証金は、落札者の申出により契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に充てることができる。なお、金融機関等の保証の場合にあっては、契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることはできないものとする。

9 落札者が契約を結ばない場合の取扱い

落札者が契約を結ばない場合、入札保証金の還付は行わないものとする。また、入札保証保険の締結又は金融機関等との間に入札保証がなされているときはその定めに従って保証金(保険金)請求書により保険金又は保証金を当該落札者に請求するものとする。

10 費用の負担

入札保証金の納付及び入札保証に係る書類の提出に必要な費用は、入札参加者の負担とする。